

手助け見守りを要する子ども（障害をもつ子ども）のいる世帯の所得格差の状況
—地域ブロック・データに基づく考察—

金子能宏*

1. はじめに

「日本創成会議・人口減少問題検討分科」の提言が公表され、地方から都市部への人口移動による人口変動に関心が高まり、地域創生対策が重要な政策課題となっている。子育てには公教育や児童福祉等の公的支援があり、高齢者の収入は年金によって保障されるが、給食費や医療・介護の利用者負担等の私的負担があり、世帯収入を補う就労が重要であり、地域別の就労機会や世帯構造別の所得格差と関連する可能性がある。手助け見守りを要する子ども（障害をもつ子ども）の福祉に関しては、これまで地方自治体の努力の積み重ねが重要であったが、「障害者自立支援法」が2005年10月に成立し2006年10月に施行され、障害の種類別だった障害福祉サービスが、障害をもつ人とその家族の選択に基づくサービス提供に重点がうつることになった。さらに、利用者負担を軽減するために同法に替わる「障害者総合支援法」が平成24年6月に成立し平成25年4月から施行され、障害者の定義に難病等が追加され福祉サービスや医療給付の対象者が拡大し、平成26年4月1日から重度訪問介護の対象者も拡大した。

したがって、手助け見守りを要する子ども（障害をもつ子ども）のいる世帯の所得状況と再分配政策の影響を分析するためには、世帯所得の状況を、世帯構造や世帯類型別に見るだけでなく、地域別に分析することも、地方創生対策と関連する財政学的研究として重要であると考えられる。本研究では、厚生労働科学研究費（政策科学総合研究事業）「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究」（研究代表者：阿部彩、研究協力者：金子能宏）（平成26～28年度）により2次利用申請し使用許諾を得た「国民生活基礎調査」（平成22・19・16・13年）の再集計結果を用いて、世帯構造別・地位ブロック別の世帯所得及び所得格差指標を分析することにより、手助け見守りを要する子ども（障害をもつ子ども）のいる世帯の所得状況と世帯主の就業状況を平成13年～22年の期間について地域ブロック別に考察する。

* 国立社会保障・人口問題研究所 政策研究連携担当参与

E-mail: yoshihiro-kaneko@ipss.go.jp

（謝辞）本稿の作成に当たり、「国民生活基礎調査」の2次利用・再集計の機会を下さった研究代表者の阿部彩教授（首都大学東京）に感謝申し上げます。阿部教授および研究会のメンバーから有益なコメントを頂いたことにも感謝いたします。本稿の見解は筆者の所属機関のものではなく、本稿の責任は筆者にあることを申し添えます。

2. 地域別にみた世帯の所得格差の状況

本研究では、所得格差指標として、厚生労働省の貧困率指標として用いられている OECD 基準の等価可処分所得（再分配後所得）に基づく貧困率を用いる。また、地域ブロックは、国土交通省による 8 地域区分ではなく、OECD の地域別経済社会状況の国際比較研究における日本の地域ブロック（10 ブロック）を用いる。

表 1 OECD による日本の地域ブロック（10 ブロック）と日本の 8 地域区分

都道府県 番号	都道府県	OECDによる日本の 地域ブロック	日本の8地域区分
0	全国	0 全国	0 全国
1	北海道	1 北海道	1 北海道
2	青森県	2 東北	2 東北地方
3	岩手県	2 "	2 "
4	宮城県	2 "	2 "
5	秋田県	2 "	2 "
6	山形県	2 "	2 "
7	福島県	2 "	2 "
8	茨城県	3 関東・甲信	3 関東地方
9	栃木県	3 "	3 "
10	群馬県	3 "	3 "
11	埼玉県	4 首都圏	3 "
12	千葉県	4 "	3 "
13	東京都	4 "	3 "
14	神奈川県	4 "	3 "
15	新潟県	5 北陸	4 中部
16	富山県	5 "	4 "
17	石川県	5 "	4 "
18	福井県	5 "	4 "
19	山梨県	3 関東・甲信	4 "
20	長野県	3 "	4 "
21	岐阜県	6 中部・東海	4 "
22	静岡県	6 "	4 "
23	愛知県	6 "	4 "
24	三重県	6 "	5 近畿
25	滋賀県	7 近畿	5 "
26	京都府	7 "	5 "
27	大阪府	7 "	5 "
28	兵庫県	7 "	5 "
29	奈良県	7 "	5 "
30	和歌山県	7 "	5 "
31	鳥取県	8 中国	6 中国
32	島根県	8 "	6 "
33	岡山県	8 "	6 "
34	広島県	8 "	6 "
35	山口県	8 "	6 "
36	徳島県	9 四国	7 四国
37	香川県	9 "	7 "
38	愛媛県	9 "	7 "
39	高知県	9 "	7 "
40	福岡県	10 九州・沖縄	8 九州・沖縄
41	佐賀県	10 "	8 "
42	長崎県	10 "	8 "
43	熊本県	10 "	8 "
44	大分県	10 "	8 "
45	宮崎県	10 "	8 "
46	鹿児島県	10 "	8 "
47	沖縄県	10 "	8 "

資料出所：OECD 地域開発政策委員会専門家会合資料（2014 年 4 月）より筆者作成

まず、OECD の地域ブロック別に等価可処分所得と世帯構造別の貧困率の推移をまとめたものが表 2 である。

表2 地域ブロック別にみた世帯構造別の等価可処分所得と貧困率の推移,1997~2009年

OECD TL2分類	等価可処分所得(万円)				貧困率				等価可処分所得(万円)				貧困率				等価可処分所得(万円)				貧困率				等価可処分所得(万円)				貧困率			
	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	全世帯	全世帯	高齢者世帯	母子世帯				
北海道	243.5	0.132	0.290	0.649	270.7	0.159	0.227	0.544	264.6	0.384	0.168	0.486	234.6	0.126	0.212	0.492	243.5	0.163	0.197	0.523												
東北地方	261.5	0.166	0.407	0.421	272.8	0.161	0.328	0.576	256.5	0.355	0.340	0.619	252.3	0.177	0.327	0.397	242.9	0.174	0.267	0.597												
関東・山梨・長野	297.6	0.143	0.348	0.687	302.9	0.163	0.336	0.457	272.0	0.322	0.299	0.600	276.0	0.161	0.299	0.437	275.6	0.164	0.292	0.480												
首都圏	330.2	0.131	0.268	0.541	331.0	0.130	0.241	0.504	314.3	0.276	0.167	0.597	313.6	0.122	0.184	0.515	305.8	0.125	0.166	0.430												
北陸地方	306.0	0.132	0.277	0.735	300.8	0.161	0.335	0.273	290.0	0.302	0.306	0.503	288.2	0.137	0.235	0.466	271.8	0.143	0.232	0.348												
中部地方	317.5	0.120	0.297	0.635	317.4	0.135	0.278	0.604	307.6	0.278	0.242	0.574	297.7	0.125	0.227	0.512	300.5	0.117	0.163	0.540												
近畿地方	291.0	0.163	0.339	0.708	287.1	0.183	0.281	0.495	264.5	0.373	0.261	0.534	276.1	0.171	0.285	0.577	268.7	0.164	0.233	0.413												
中国地方	243.3	0.174	0.322	0.618	291.3	0.170	0.269	0.703	277.2	0.389	0.258	0.573	271.9	0.183	0.266	0.613	270.5	0.148	0.213	0.660												
四国	219.4	0.172	0.267	0.467	271.2	0.196	0.360	0.421	244.7	0.402	0.291	0.635	235.5	0.190	0.294	0.513	247.4	0.160	0.226	0.341												
九州・沖縄	241.0	0.185	0.360	0.491	251.6	0.191	0.292	0.551	231.7	0.382	0.316	0.477	228.6	0.172	0.248	0.468	227.5	0.173	0.228	0.500												
全国	282.0	0.150	0.318	0.581	296.2	0.159	0.285	0.538	277.7	0.335	0.257	0.549	274.6	0.153	0.250	0.509	271.9	0.149	0.212	0.479												

注)等価可処分所得は可処分所得を世帯員数の平方根で除した世帯規模を考慮した可処分所得(名目値)。貧困率は、等価可処分所得による値。

資料出所：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の再集計に基づく筆者推計

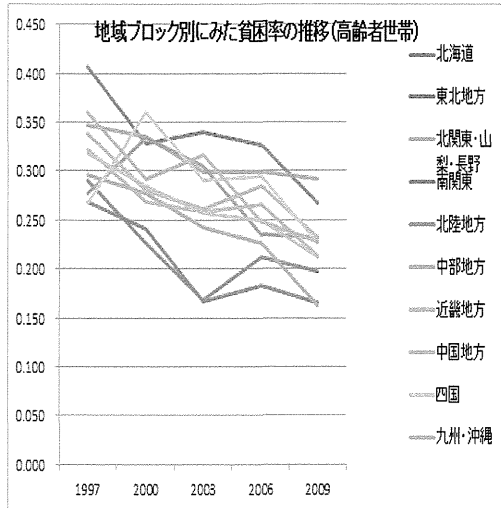
次に、全世帯、高齢者世帯、母子世帯それぞれについて、地域ブロック別に1997年~2009年までの間の貧困率の平均値をとり、地域ブロック別に順位(貧困率が低い方をより小さい値とする)を示した表と貧困率の推移を示したものが図表3-1、図表3-2、図表3-3である。

図表3-1 地域ブロック別にみた1997~2009年の貧困率の平均値と順位(全世帯)



資料出所：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の再集計に基づく筆者推計

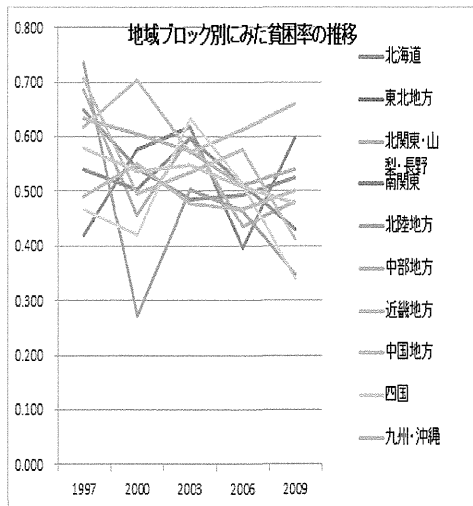
図表3-2 地域ブロック別にみた1997～2009年の貧困率の平均値と順位(高齢者世帯)



地域ブロック	平成10年(1997)		平成13年(2000)		平成16年(2003)		平成19年(2006)		平成22年(2009)		1997～2009年 平均 高齢者世帯	ブロック 別順位 (貧困率 が低い 方が1)
	等価可処分所得(万円) 全世帯	貧困率 高齢者世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	貧困率 高齢者世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	貧困率 高齢者世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	貧困率 高齢者世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	貧困率 高齢者世帯		
北海道	243.5	0.290	270.7	0.227	264.6	0.168	234.6	0.212	243.5	0.197	0.219	2
東北地方	261.5	0.407	272.8	0.328	256.5	0.340	252.3	0.327	242.9	0.267	0.334	10
北関東・山梨・長野	297.6	0.348	302.9	0.336	272.0	0.299	276.0	0.299	275.6	0.292	0.315	9
南関東	330.2	0.268	331.0	0.241	314.3	0.167	313.6	0.184	305.8	0.166	0.205	1
北陸地方	306.0	0.277	300.8	0.335	290.0	0.306	288.2	0.235	271.8	0.232	0.277	5
中部地方	317.5	0.297	317.4	0.278	307.6	0.242	297.7	0.227	300.5	0.163	0.241	3
近畿地方	291.0	0.339	287.1	0.281	264.5	0.261	276.1	0.285	268.7	0.233	0.280	6
中国地方	243.3	0.322	291.3	0.269	277.2	0.258	271.9	0.266	270.5	0.213	0.266	4
四国	219.4	0.267	271.2	0.360	244.7	0.291	235.5	0.294	247.4	0.226	0.288	7
九州・沖縄	241.0	0.360	251.6	0.292	231.7	0.316	228.6	0.248	227.5	0.228	0.289	8
全国	282.0	0.318	296.2	0.285	277.7	0.257	274.6	0.250	271.9	0.212	0.264	

資料出所：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の再集計に基づく筆者推計

図表3-3 地域ブロック別にみた1997～2009年の貧困率の平均値と順位(母子世帯)



地域ブロック	平成10年(1997)		平成13年(2000)		平成16年(2003)		平成19年(2006)		平成22年(2009)		1997～2009年 平均 母子世帯	ブロック 別順位 (貧困率 が低い 方が1)
	等価可処分所得(万円) 全世帯	母子世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	母子世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	母子世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	母子世帯	等価可処分所得(万円) 全世帯	母子世帯		
北海道	243.5	0.649	270.7	0.544	264.6	0.486	234.6	0.492	243.5	0.523	0.539	7
東北地方	261.5	0.421	272.8	0.576	256.5	0.619	252.3	0.397	242.9	0.597	0.522	5
北関東・山梨・長野	297.6	0.687	302.9	0.457	272.0	0.600	276.0	0.437	275.6	0.480	0.532	6
南関東	330.2	0.541	331.0	0.504	314.3	0.597	313.6	0.515	305.8	0.430	0.517	4
北陸地方	306.0	0.735	300.8	0.273	290.0	0.503	288.2	0.466	271.8	0.348	0.465	1
中部地方	317.5	0.635	317.4	0.604	307.6	0.574	297.7	0.512	300.5	0.540	0.573	9
近畿地方	291.0	0.708	287.1	0.495	264.5	0.534	276.1	0.577	268.7	0.413	0.546	8
中国地方	243.3	0.618	291.3	0.703	277.2	0.573	271.9	0.613	270.5	0.660	0.633	10
四国	219.4	0.467	271.2	0.421	244.7	0.635	235.5	0.513	247.4	0.341	0.475	2
九州・沖縄	241.0	0.491	251.6	0.551	231.7	0.477	228.6	0.468	227.5	0.500	0.497	3
全国	282.0	0.581	296.2	0.538	277.7	0.549	274.6	0.509	271.9	0.479	0.531	

資料出所：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の再集計に基づく筆者推計

これらの図表から、全世帯で見ると大都市が多く就業機会が多い首都圏（南関東）、中部地方の貧困率が低いのに対して、非正規で働くことが影響していると考えられる母子世帯の貧困率は大都市圏の首都圏（南関東）、中部地方、近畿地方で高い。高齢者世帯は年金制度があるため全世帯と比べた対称性は必ずしも顕著ではない。このように、大都市への人口集中は、正規雇用にも恵まれる場合は貧困率の低下、所得格差の是正に繋がる可能性があるが、他方で非正

規雇用に就かざるを得ない場合には格差拡大に繋がる可能性がある。地方創世を地域振興と格差是正を両立できるような形で進めていくことが重要であると考えられる。

3. 手助け見守りを要する子ども（障害をもつ子ども）のいる世帯の所得格差の状況

地域ブロック別に等価可処分所得と未婚の子のいる世帯について見守りを要する未婚の子のいる世帯と見守りを要する子のいない世帯の貧困率を、2000～2009年の期間について比較したものが表4である。期間が2000年以降となっているのは「国民生活基礎調査」で手助けや見守りを要する子の有無についての問いが導入されたのが2000年であるためである。また、この節では、見守りを要する子のうち、「国民生活基礎調査」で見守りを要するが自分で外出できる子を除き、自分で外出ができない状態にある未婚の子のいる世帯と見守りを要する未婚の子のいない世帯を比較して、いわゆる障害をもつ子のいる世帯とそうでない世帯との際について考察する。なお、四方理人・百瀬優・山田篤裕(2015)「障害により手助けや見守りを要する人の貧困と生活実態に関する研究」(社会政策学会第131回)報告論文によれば、“厚生労働省「平成23年生活のしずらさなどに関する調査」によれば、20～59歳層の障害者手帳の所持率は1.9%であるのに対して、本報告で用いた「国民生活基礎調査」による要介助障害者の出現率は1.3%である。”として、「国民生活基礎調査」に基づく場合、障害を持つ人の出現率が過小推計になる可能性があることを指摘している。この点は、この節の考察においても留意する必要がある。

表4 地域ブロック別にみた等価可処分所得と未婚の子のいる世帯の貧困率の推移
見守りを要する未婚の子のいる世帯と見守りを要しない世帯の比較

地域ブロック	平成13年(2000)				平成16年(2003)				平成19年(2006)				平成22年(2009)			
	等価可処分所得(万円)		貧困率		等価可処分所得(万円)		貧困率		等価可処分所得(万円)		貧困率		等価可処分所得(万円)		貧困率	
	全世帯	全世帯	未婚の子のいる親子世帯 手助け見守り必要の子あり	手助け見守り必要の子なし	全世帯	全世帯	未婚の子のいる親子世帯 手助け見守り必要の子あり	手助け見守り必要の子なし	全世帯	全世帯	未婚の子のいる親子世帯 手助け見守り必要の子あり	手助け見守り必要の子なし	全世帯	全世帯	未婚の子のいる親子世帯 手助け見守り必要の子あり	手助け見守り必要の子なし
北海道	270.7	0.159	0.463	0.217	264.572	0.118	0.394	0.250	234.6	0.126	0.260	0.271	243.5	0.163	0.247	0.167
東北地方	272.8	0.161	0.351	0.250	256.459	0.183	0.430	0.443	252.3	0.177	0.462	0.277	242.9	0.174	0.280	0.192
北関東・山梨・長野	302.9	0.163	0.308	0.242	272.015	0.164	0.427	0.327	276.0	0.161	0.497	0.319	275.6	0.164	0.205	0.162
南関東	331.0	0.130	0.355	0.234	314.347	0.105	0.414	0.333	313.6	0.122	0.336	0.370	305.8	0.125	0.161	0.122
北陸地方	300.8	0.161	0.259	0.205	289.955	0.146	0.448	0.270	288.2	0.137	0.276	0.296	271.8	0.143	0.289	0.137
中部地方	317.4	0.135	0.236	0.219	307.649	0.119	0.436	0.297	297.7	0.125	0.318	0.318	300.5	0.117	0.123	0.099
近畿地方	287.1	0.183	0.431	0.259	264.510	0.183	0.434	0.390	276.1	0.171	0.445	0.335	268.7	0.164	0.212	0.168
中国地方	291.3	0.170	0.253	0.277	277.214	0.165	0.299	0.363	271.9	0.183	0.292	0.396	270.5	0.148	0.255	0.139
四国	271.2	0.196	0.311	0.229	244.720	0.174	0.533	0.317	235.5	0.190	0.357	0.333	247.4	0.160	0.238	0.181
九州・沖縄	251.6	0.191	0.345	0.254	231.722	0.191	0.589	0.427	228.6	0.172	0.301	0.323	227.5	0.173	0.267	0.195
全国	296.2	0.159	0.340	0.240	277.670	0.150	0.450	0.350	274.6	0.153	0.362	0.334	271.9	0.149	0.208	0.150

注) 等価可処分所得は可処分所得を世帯員数の平方根で除した世帯規模を考慮した可処分所得(名目値)。貧困率は、等価可処分所得による値。
資料出所: 厚生労働科学研究費(政策科学総合研究事業)「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究」(研究代表者: 阿部彰、研究協力者: 金子能宏)(H26～H28年度)における「国民生活基礎調査」の2次利用に基づく筆者推計。

表4から、未婚の子のいる現役世代世帯（高齢世帯・3世代世帯を除く子どものいる世帯）における、手助け見守りを要する子どもの有無別に貧困率を比較すると、手助け見守りを要する子どものいる世帯の方が、貧困率が高い。これは、手助け見守りを要する子供がいる場合には、親のどちらかが非就業になるかまたは非正規雇用で働く場合がより多くなるためと考えられる。福祉サービスの利用しやすさの影響をみるために「障害者自立支援法」が施行された前後を比較すると、同法が全国一律の形で施行されたため、同法施行後の方が、手助け見守りを要する子どものいる世帯でもそれ以前の時期よりも、どの地域でも貧困率が低い傾向が見られる。

ただし、全世帯で見ると、大都市が多く就業機会が多い南関東、中部地方の貧困率が低い傾向があることがわかる。このように、大都市への人口集中は、正規雇用恵まれる場合は貧困率の低下、所得格差の是正に繋がる可能性があり、他方で非正規雇用にかざるを得ない場合には格差拡大に繋がる可能性がある。このようなトレードオフの下で、手助け見守りを要する子どものいる世帯の格差是正を図るためには、福祉サービスの利用しやすさの改善と家族の就業機会の確保と所得再分配の改善が引き続き必要であると考えられる。

1. はじめに

本稿では経済面以外の子どもの貧困指標として就学前教育保育の参加率を取り上げる。同指標は国際機関による子どもの生活の質の国際比較（UNICEF2013）に含まれることが多い。その背景には、近年、就学前教育保育が子どもの認知的、非認知スキルを高め、将来の学力および労働生産性への寄与が実証されたことがある。わが国の就学前教育保育は、少子化対策として保育所を中心に拡充が進み、参加率は上昇傾向にある。最近では子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）において、ひとり親世帯の就学前教育保育の参加率が指標に含まれ、子どもの貧困対策の文脈からも関心が高まっている。本稿では、大綱で掲げられた同指標が、子どもの貧困対策を推進していく上でより有効な指標となるために必要な改善は何か、という観点から検討を行う¹。

構成は、まず2で国際標準としての就学前教育保育参加率の定義を確認し、国際比較データベース、および日本の時系列の推移をみる。つぎに3で、平成25年度国民生活基礎調査の二次利用により、世帯類型、貧困・非貧困別の参加率の集計結果を示す。最後の4でこれらの結果をふまえて、大綱で定められた参加率指標への若干の提言を述べて結びとする。

2. 就学前教育保育参加率：国際比較データと日本の時系列推移

参加率の国際比較において OECD のデータベースが広く利用されている。OECD Education database は、ISCED（国際標準教育分類）に沿って参加率を把握しており、就学前は ISCED 010（0-2歳）、ISCED 020（3-就学年齢まで）の二区分が該当する。後者はほとんどの国のデータが揃い国際比較に利用できるが、前者は日本をはじめ未登録が多く発展途上にある。

就学前参加率は OECD の別のデータベース（Family Database）にも含まれている。3-5歳は Education database から引用しているが、0-2歳は上述の通り Education database でブランクの国が多いため引用できず、EU 諸国は EU-SILC、EU 以外は各国から提供を受け整備している²。日本もデータが掲載され国際比較が可能である。以下では、Family Database より 0-2歳、3-5歳の参加率の国際比較および日本の時系列推移を確認する。

国際比較によれば（表1、表2）、日本の0-2歳参加率は29.5%、OECD平均の32.9%よりやや低い。一方、3-5歳参加率は88.8%で平均83.2%を上回る。

つぎに日本の時系列推移をみると（図1、図2）。0-2歳、3-5歳ともに近年増加している。特に0-2歳の増加は著しく、1998年11.1%から2014年30.4%へ3倍に増加した。3-5歳児は2002年83.9%から93.7%へ10ポイント増加、年齢別では3歳児が2002年62.9%から78.0%へ15ポイント増加している。

¹ 同大綱では、子どもの貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究の必要性に触れ、大綱で挙げた指標については子どもの貧困対策を適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発を行うべき旨、記述がある。

² 日本の掲載データは2016年3月現在2010年が最新である。そこで本稿では、0-2歳について、2011年-2014年の参加率を筆者が算出した値を使用している。

表1 0-2歳児 就学前教育保育の参加率

	参加率 (%)
	2013
Denmark	67.0
Iceland	58.0
Malta	57.8
Netherlands	54.6
Norway	54.3
Luxembourg	53.6
France	49.7
Belgium	49.3
Sweden	47.3
Slovenia	45.4
Portugal	45.1
New Zealand	40.9
Switzerland	38.2
Spain	35.3
United Kingdom	35.1
Korea	34.1
Australia	33.2
OECD-30 average (g)	32.9
Ireland	30.2
Germany	29.3
United States	28.0
Finland	27.7
Japan	29.5
Cyprus	24.5
Estonia	24.3
Latvia	23.4
Italy	23.1
Austria	19.7
Chile	17.6
Greece	16.9
Hungary	16.1
Romania	14.5
Bulgaria	12.1
Lithuania	12.1
Croatia	12.0
Poland	9.6
Mexico (f)	8.7
Czech Republic	4.3
Slovak Republic	3.1
Canada	
Israel	
Turkey	

Countries are ranked in descending order according to the participation rates in 2013

- a) Data reflect children in day-care centres and pre-school (both public and private) and those who are cared for by licensed childminders. It excludes informal services provided by relatives, friends or neighbours regardless of whether or not the service is paid for.
- b) Data for Australia refer to 2005, and for Bulgaria and Romania to 2007
- c) Data for Australia, Chile, Mexico, and the United States to 2011
- d) Footnote by Turkey: The information in this document with reference to « Cyprus » relates to the southern part of the Island. There is no single authority representing both Turkish and Greek Cypriot people on the Island. Turkey recognizes the Turkish Republic of Northern Cyprus (TRNC). Until a lasting and equitable solution is found within the context of United Nations, Commission: The Republic of Cyprus is recognized by all members of the United Nations with the exception of Turkey. The information in this document relates to the area under the effective
- f) Data for Mexico do

g) Unweighted

Sources:

For Australia, Australian Bureau of Statistics

For Chile, Japan, and Mexico, national correspondents

For Denmark, Finland, Iceland, Norway and Sweden, NOSOSCO Social Protection in the Nordic

For Germany, Destatis

For Korea, Korean Statistical Information Service

For New Zealand, Education Counts

For the United States, US Census Bureau

For all other countries, EU SILC

出所：OECD Family Database.日本2013年は筆者推計。

在籍児童数：厚生労働省『社会福祉行政業務報告』月次報告2013年10月

児童人口：総務省統計局『人口推計』（前年2012年10月の0-2歳人口を使用）。

表2 3-5歳児の就学前教育保育の参加率：国際比較 2012年

	参加率 (%)			
	3-5歳	3歳	4歳	5歳
Malta	100.0	98.7	100.0	100.0
France	99.6	98.2	100.0	100.0
Belgium	98.7	98.5	98.8	98.7
Denmark	97.7	97.2	97.8	98.2
Iceland	96.8	96.1	96.0	98.3
Spain	96.6	95.2	97.0	97.7
Norway	96.5	95.1	97.2	97.3
United Kingdom	96.3	93.0	97.9	98.0
Italy	95.1	92.2	96.3	96.9
Germany	94.6	90.8	95.8	97.2
Netherlands	94.1	83.4	99.6	99.6
Sweden	94.0	92.6	94.2	95.3
New Zealand	93.5	87.0	94.3	99.2
Israel (c.)	91.7	86.3	92.1	96.9
Mexico	91.3	43.5	100.0	100.0
Estonia	89.6	88.7	89.1	91.1
Luxembourg	89.6	73.1	97.9	97.8
Portugal	89.4	78.4	91.6	98.3
Slovenia	88.8	84.9	89.4	92.5
Japan	88.8	78.0	93.8	94.6
Hungary	87.7	74.2	93.2	95.6
Latvia	87.3	79.5	87.3	95.9
Korea	87.0	85.4	87.2	88.5
Austria	84.1	64.9	90.9	96.5
OECD-32 average (f)	83.2	68.8	85.5	94.8
Bulgaria	79.6	72.5	79.5	87.2
Ireland	79.0	41.9	97.0	100.0
Romania	77.6	67.9	79.7	85.5
Czech Republic	76.4	58.7	82.3	90.1
Lithuania	74.4	71.4	75.0	77.0
Slovak Republic	72.0	62.5	72.8	81.4
Chile	71.2	44.8	79.4	89.6
Cyprus (d,e)	69.3	41.8	72.0	95.2
Poland	69.2	51.1	65.5	93.6
United States	65.7	38.5	65.8	92.6
Australia	64.8	18.0	75.5	100.0
Croatia	57.7	52.0	58.1	63.3
Greece	48.0		52.6	93.7
Switzerland	46.1	3.3	40.1	96.1
Canada	45.9	1.1	47.1	91.2
Turkey	30.9	4.6	19.2	69.6
Finland	74.0			

Countries are ranked in descending order according to overall participation rates for 3-5 year olds

a) Data reflect children in pre-primary education (both public and private), but also in some countries children enrolled in compulsory primary education.

b) Data for Mexico refer to 2011.

c) See note d) in chart PF3.2.C

d) See note d) in chart PF3.2.A

e) See note e) in chart PF3.2.A

f) Unweighted average for the 32 OECD countries with data available by individual years of age

Sources:

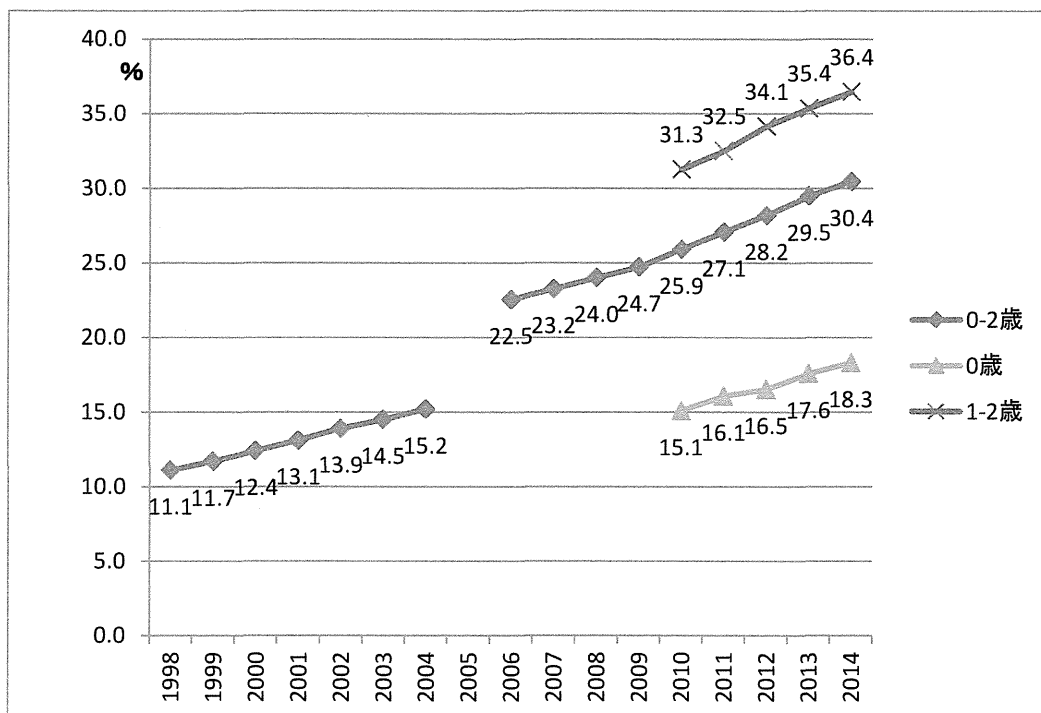
For Bulgaria, Croatia, Cyprus, Latvia, Lithuania, Malta and Romania, Eurostat Education Statistics

For all other countries, OECD Education Database

出所：OECD Family Database.

注：日本のデータソースは、保育園児数は厚生労働省『社会福祉行政業務報告』、幼稚園児数は文部科学省『学校基本調査』を合算し、年齢別人口で割っている。

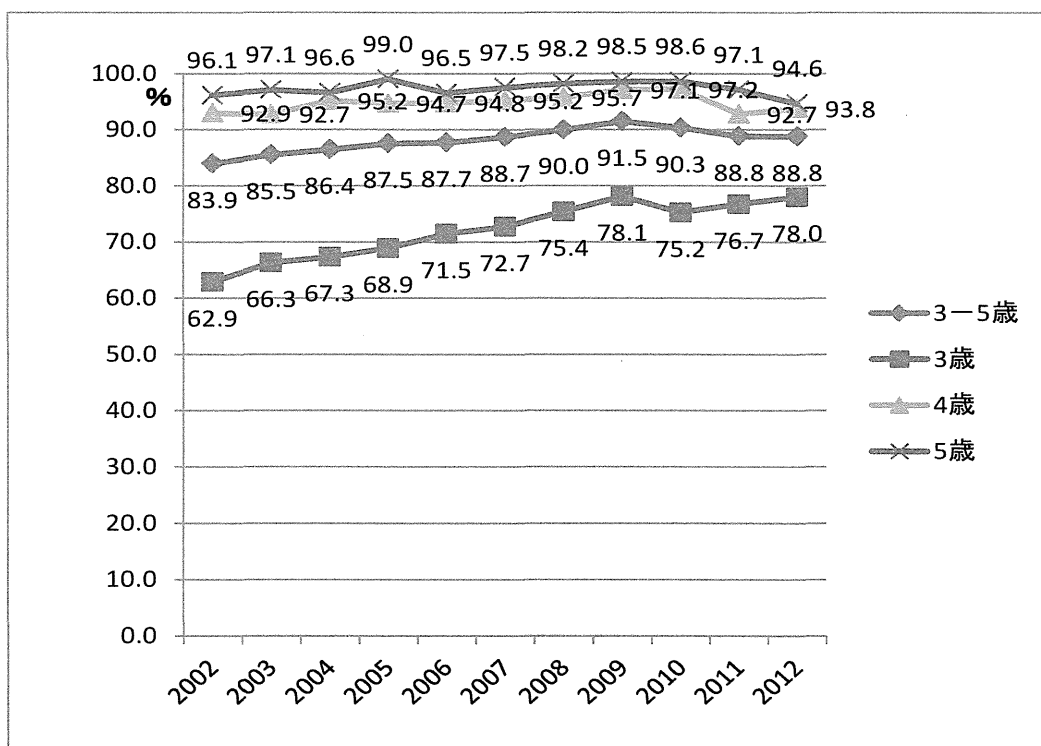
図1 0-2歳就学前教育保育参加率の推移：1998-2014年



出所：OECD Family Database. 2011年以降は筆者推計

注：日本の保育所在園児数は、2006年以降は厚生労働省「社会福祉行政業務報告」、2004年以前は厚生労働省「社会福祉施設調査」。

図2 3-5歳児の就学前教育保育参加率の推移：2002-2012年



出所：OECD Family Database.

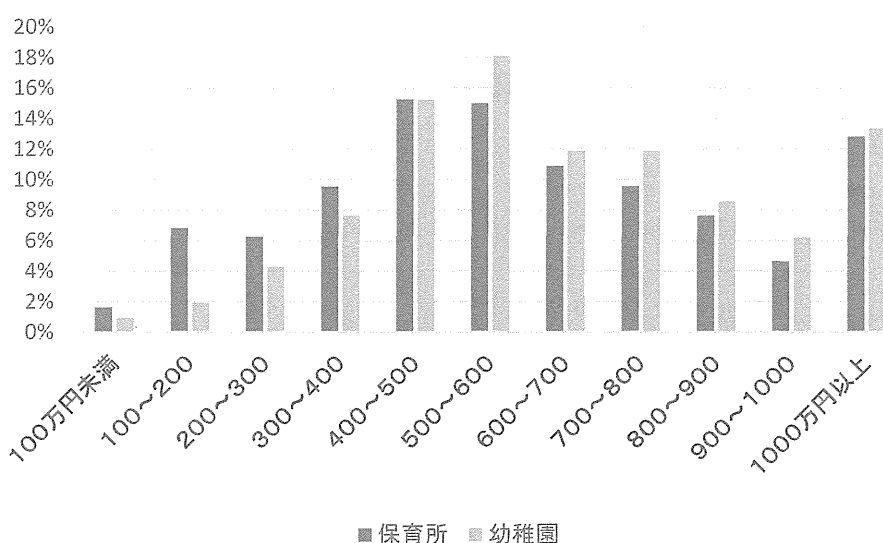
3. 就学前教育保育参加率と世帯属性—国民生活基礎調査の二次利用による集計

保育所は就労要件があり、ひとり親世帯が優先的に入所できることから、保育所と幼稚園それぞれに通う世帯の社会経済的属性の偏りは当然あると考えられる。

保育園、幼稚園の利用と社会経済的属性の多変量解析を行った研究として堤（2014）がある。厚生労働省「両立支援にかかるとする諸問題に関する調査」二次利用により、保育園幼稚園の選択は、保育所は母親の就労とその年収が高いほど利用確率が高まる一方、幼稚園は父親の年収が高いほど利用確率が高まること、保育園、幼稚園の選択を強く規定するのは母親の年収が150万円以上であることを明らかにした。

厚生労働省『国民生活基礎調査』では平成25年度調査より、新たに未就学児の日中の保育担当者を尋ねる項目が加わり、父母、祖父母、認可保育所、無認可保育所、幼稚園、から複数回答となっている。同調査の公表集計表において、世帯所得階級別、親の就労状況別などいくつかの世帯属性と保育状況のクロス表が掲載されている。図3は世帯所得階級別、末子の保育所、幼稚園財園世帯数の分布を示している。認可保育所のほうが所得の低い階級にやや分布が偏っている。

図3 世帯所得階級別 末子の保育所、幼稚園在園世帯数の分布



出所：平成25年度国民生活基礎調査 所得票 第123表より作成

注：保育所は認可、無認可を含む。

以下では、平成25年度国民生活基礎調査の世帯票と所得票を世帯員個人ベースでマッチングした0-5歳児サンプルを使用し、子どもの年齢（0-2歳、3-5歳）、世帯類型（夫婦と子、ひとり親と子、三世代、その他）と子どもの在園状況の関係の集計を行う。なお、所得が無回答、および可処分所得がゼロ以下のサンプルは除いている。

表3は子どもの年齢、世帯類型別の就学前教育保育の利用率である。就学前教育保育は複数回答を下記4類型にまとめた変数を使用する。

- ① 父母のみ、祖父母のみ、父母と祖父母の組み合わせ回答

②保育所 認可保育所のみ、無認可保育所のみ、認可保育所と父母 and/or 祖父母、無認可保育所と父母 and/or 祖父母

③幼稚園、幼稚園と父母、幼稚園と祖父母

④他の組み合わせの回答

0-2歳のひとり親と子ども世帯の62%は保育所を利用しているが、23%は保育園を利用せず親もしくは祖父母が保育している。3-5歳のひとり親と子ども世帯の87%は保育園を利用し、幼稚園参加率はわずかに4%である。

表3 子どもの年齢、世帯類型別、就学前教育保育の参加率

						(%)	
		父母・祖 父母	保育所	幼稚園	他の組み 合わせ	計	n
0-2歳	計	59.1	30.9	0.0	10.1	100.0	1617
	夫婦と子ども	60.6	29.5	0.0	9.9	100.0	1299
	ひとり親と子ども	23.1	61.5	0.0	15.4	100.0	13
	三世代	52.9	36.2	0.0	10.9	100.0	276
	その他	65.5	27.6	0.0	6.9	100.0	29
3-5歳	計	7.3	44.0	45.2	3.5	100.0	1846
	夫婦と子ども	7.4	39.7	49.4	3.5	100.0	1396
	ひとり親と子ども	3.6	87.3	3.6	5.5	100.0	55
	三世代	7.9	53.4	35.0	3.7	100.0	354
	その他	4.9	51.2	43.9	0.0	100.0	41

つぎに子どもの年齢、貧困・非貧困、世帯類型別の就学前教育保育の参加率は表4の通りである。世帯類型はひとり親と子、その他（夫婦と子、三世代、その他）の二分類としている。属性別にブレイクダウンした結果、ひとり親世帯のサンプル数が小さい区分が生じており、解釈には留意が必要である。

OECDの定義に基づき、可処分所得（名目値）を世帯人員の平方根で除して世帯規模を考慮した等価可処分所得の中央値の半分（122万円）以下を貧困としている。0-2歳の貧困にある子どものうち32%が保育所、55%が父母・祖父母により保育されている。同じ0-2歳の非貧困の子どもは保育所が28%、父母祖父母が62%であり、貧困、非貧困で保育所参加率は同程度である。

一方、3-5歳児では、貧困の子どもの55%が保育所、33%が幼稚園、非貧困の子どもの42%が保育所、47%が幼稚園に在園している。貧困に限定し、ひとり親と子、その他（夫婦と子ども、三世代、その他）別にみると、ひとり親と子の84%は保育園、5%が幼稚園で9割が保育園である。つぎにその他の世帯の子どもの48%が保育所、40%が幼稚園である。貧困の子どものうち3割は幼稚園に通っており、その多くはひとり親以外の世帯類型の子どもである。

表4 子どもの年齢、貧困・非貧困別、世帯類型別の就学前教育保育参加率

(%)

		父母・祖 父母	保育所	幼稚園	他の組み 合わせ	計	n
0-2歳	計	61.2	28.7	0.0	10.1	100.0	1,097
	貧困	54.9	32.0	0.0	13.1	100.0	153
	ひとり親と子	22.2	66.7	0.0	11.1	100.0	9
	その他	56.9	29.9	0.0	13.2	100.0	144
	非貧困	62.2	28.2	0.0	9.6	100.0	944
	ひとり親と子	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	3
	その他	62.3	28.1	0.0	9.7	100.0	941
3-5歳	計	6.9	44.4	45.3	3.4	100.0	1,184
	貧困	7.0	55.4	33.3	4.3	100.0	186
	ひとり親と子	2.7	83.8	5.4	8.1	100.0	37
	その他	8.1	48.3	40.3	3.4	100.0	149
	非貧困	6.9	42.4	47.5	3.2	100.0	998
	ひとり親と子	7.1	92.9	0.0	0.0	100.0	14
	その他	6.9	41.7	48.2	3.3	100.0	984

4. おわりに

本稿で、国際比較、時系列推移、および二次利用により世帯属性別の参加率を見てきた。これらの結果をふまえ、子どもの貧困大綱が指標として定めた、ひとり親の就学前養育保育参加率³の改善にむけた若干の提言を述べ結びとする。

第一に、子どもの年齢区分は就学前一括ではなく、年齢区分別（0-2歳、3-5歳）でとらえるべきである。就学前の在園率を0-2歳、3-就学前年齢の二つ分け把握することは、2節で見たように国際標準でもある。かつ日本の実態としても、0-2、3-5歳で在園先が異なり、在園率にも開きがあることから、指標は年齢区分別の表章が望ましい。

第二に、参加率は、ひとり親に限らず、貧困にあるすべての世帯（夫婦と子、三世代世帯も含め）に対象を広げ、世帯類型別、保育園、幼稚園別の参加率を把握すべきである。

二次利用による集計によれば、0-2歳の貧困のひとり親世帯では保育所在園率が7割と高いが、同その他世帯（夫婦と子、三世代、その他）は3割と低く、6割は保育所を利用せず父母か祖父母が養育している。子どもの貧困対策を推進するうえで、目を向けるべきは、すでに多くが保育所に入所しているひとり親世帯よりも、むしろそれ以外の貧困世帯で保育所入所率が低いことではないか。この世帯が就労し保育所に入所希望しても入れないのか、それとも貧困であっても働かずに子どもを自らの手で育てることを選んでいるのか。この点を明らかにすることが今後の課題となろう。

また、3-5歳の貧困ひとり親世帯は9割が保育所利用だが、ひとり親以外の貧困世帯は保育園と幼稚園の利用が半々である。今回の集計では、親の就労状況との関係まで分析できなかったが、幼稚園利用世帯は片働きが多いと予想される。この3-5歳のひとり親以外で幼稚園利用の貧困世帯は、貧困から抜け出すために保育所を利用し就労収入を増やすことを希望しているがかなわないのか、それとも貧困でも節約や実家からの現物支援などにより生活が成り立つため就労せず

³大綱では平成23年度全国母子世帯等調査から母子父子世帯の未就学の子どもの保育園幼稚園計の在園率（72.3%）が示されている。

幼稚園を選択しているのか。実態を把握し、貧困から抜け出すための支援策を考える必要がある。

国際比較でみて日本の貧困率が高位にあることが注目されている。しかしながら、子どもの貧困率の定義で貧困とされた子どもの生活状況、どのような保育、教育、消費、住宅の状況に置かれているか、が具体的にデータから示されることは少ない。彼らの状況がデータから明らかになれば、よりニーズに応じたきめ細かな支援が可能となるのではないか。今後の課題として、今回とりあげた就学前教育保育以外の指標、住宅、家計消費等についても貧困、非貧困別の分析を挙げておく。

参考文献

- 赤林英夫・敷島千鶴・山下絢(2013)「就学前教育・保育形態と学力・非認知能力:JCPS2010-2012に基づく分析」Joint Research Center for Panel Studies Discussion Paper Series
- 堤孝晃(2014)「どのような家族が保育所／幼稚園を利用するのか—父母の収入・母親のライフコース・子育て環境に着目した二次分析—」『実践女子大学人間社会学部紀要第10集』153-173
- 内閣府(2014)「子どもの貧困対策大綱」
- UNICEF Office of Research (2013). *Child Well-being in Rich Countries: Comparing Japan*, Report Card 11, UNICEF Office of Research, Florence.

[3] 非金銭的子どもの貧困指標の開発

「東京 子どもの生活実態調査」企画書

1) 調査の目的

以下を明らかとすること

- 東京都在住の（16～23歳の）子ども・若者の**生活の困窮**の頻度
- 子ども・若者の生活困窮者の属性（性別、年齢、世帯タイプ、地域、外国ルーツなど）
- リスク要因（学校でのいじめ、不登校、幼少期の経験など）
- 貧困の連鎖の度合いの把握

2) 対象者:

都内在住の16から23歳の子ども本人とその保護者 2,200世帯（2,200×2=4,400人）

3) 抽出方法

住民基本台帳から16～23歳の世帯員のいる世帯を抽出

4) 地域 足立区、新宿区、八王子市

東京都内の状況の異なる3自治体を選択し、パイロット調査とする。

16～23歳人口 足立区 4.8万人 新宿区 1.8万人 八王子市 5.2万

各基礎自治体に人口別に割り付け 住民基本台帳から割付けた人数を抽出

5) 調査方法

訪問留め置き法

6) 調査配布物内容:

1. 本人票（8ページ）
2. 保護者票（8ページ）
3. 本人用返信用封筒
4. 保護者用返信用封筒
5. 3. 4. を詰める返信用封筒

7) 調査内容

（本人調査）

基本属性： 性別、年齢、就労（and/or）就学、世帯タイプ、父母の国籍

就学の場合：学校タイプ（専門学校や職業関連も含める）

就労（アルバイトも含む）の場合：就労形態、月収、勤務時間（長時間労働）、給料未払いや昇給の見通し

Well-being: 友人、孤立、将来の展望、抑うつ度、主観的健康度

リスク要因：生育期の状況（ひとり親家庭、親の離婚、死別、精神疾患、被虐待）

過去の学校経験（いじめ、不登校、学校きらい、・・・）、過去の教育歴（幼稚園＋保育園、小中学校のタイプ）

（保護者調査）

基本属性：世帯タイプ（同居者）、家計の担い手の職業

経済的安定度：年収

困窮：住宅関係（住居タイプ、家賃）、家計の困窮（家賃・公共料金の滞納、サービス停止の経験）、食費の困窮経験、衣服の困窮経験、

（就学の場合）高校学費援助、奨学金、

リスク要因：過去の生保、過去の貧困経験（子どもが生まれてから）、就学援助費の受給経験

貧困の連鎖：保護者の生育期のリスク

8) スケジュール

2016年1月 準備事業 入札・業者選定（済）

2～3月 対象者の抽出・調査票設計・印刷

2016年4月 本調査 契約締結 調査実施

5～6月 データ入力・データクリーニング

7月 データ・単純集計表の納品

8～12月 分析

2017年3月 報告書作成

9) 調査の主体

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

都市教養学部人文・社会系 教授 阿部彩

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1 5号館252号室+255号室

Tel: 042-677-2126, 2123 (研究室) Fax: 042-677-2124

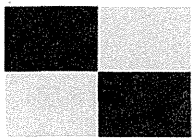
Mail: poverty@tmu.ac.jp, ayaabe@tmu.ac.jp

10) 調査委託先

日本リサーチセンター 東京都中央区日本橋本町2-7-1

Tel: 03-6667-3172

担当： 営業企画2部2チーム 高島 美保



東京 子どもの生活実態調査

(保護者用調査票)

ご記入にあたってのご注意

- この調査票には、事前にお葉書をお送りした**今年 16～23 歳になる方の保護者の方が**、お答えください。
- ご回答は、質問番号の順番に、鉛筆か、黒または青のボールペンで、回答の番号に○をつけてください。**お答えになりたくない質問には、答える必要はありません**ので、次の質問にお進みください。
- 「その他」に○をつけた場合は、() 内にその内容を具体的にご記入ください。
- ご記入いただいたアンケート用紙は、**同じ色の封筒に**三つ折りにして入れて、封をして、後日お伺いする調査員にお手渡しください。お名前をお書きいただく必要はありません。また、調査員が開封して、ご回答を確認することはありません。

ご質問等がありましたら、以下にお電話またはメールをお送りください。

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター 阿部 彩 (あべあや) 研究室

電話番号： 042-677-2126 (10:00～17:00 月一金)

E-mail： poverty@tmu.ac.jp

(この調査票は、調査票を受け取られた方の保護者の方に記入をお願いいたします。また、ご質問の中での「お子さん」とは、調査票を受け取られた方を指します。)

問1 あなたの年齢と生年月、性別を教えてください。

(1) 満年齢と生年月

	歳		西暦					年			月
--	---	--	----	--	--	--	--	---	--	--	---

(2) 性別

1 男性	2 女性	3 答えたくない・どちらでもない
------	------	------------------

問2 調査をお願いした方とあなたとの関係は、以下のどれになりますか。(○は1つ)

1 父	3 祖父	5 兄弟姉妹
2 母	4 祖母	6 その他(具体的に)

【問4で「1」から「9」を選んだ方にお聞きします。】

補問1 ふだん、お母さまは、1週間に平均何時間、仕事をされていますか。

週に平均

--	--	--

 時間程度

補問2 昨年1年間（2015年1月～12月）を合計した、お母さまの仕事からの収入は、およそいくらですか。収入なしの場合には、0をご記入ください。

税込

--	--	--	--

 万円程度

補問3 お母さまのお仕事では、平日の日中以外の勤務もありますか。あてはまるものがありましたら、すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1 <small>やまけん</small> 夜勤	4 日祝日出勤
2 <small>しんや</small> 深夜勤務	5 その他（具体的に
3 土曜出勤	6 平日の日中以外の勤務はない

【次に、お子さんのお父さまのご職業についてお聞きします。お父さまがいらっしゃらない場合は、問6にお進みください。】

問5 お父さまの現在のご職業は次のどれに最も近いですか。あてはまるものに○をつけてください。（○は1つ）

1 会社役員 <small>やくいん</small>	8 団体職員
2 民間企業の正社員	9 その他の働き方をしている
3 公務員などの正職員	10 専業主夫
4 <small>けいやくしゃいん</small> 契約社員・ <small>はけんしゃいん</small> 派遣社員・ <small>しよくたくしゃいん</small> 嘱託社員	11 学生
5 <small>ぱーと・あるぱいと</small> パート・アルバイト・ <small>ひやと</small> 日雇い・ <small>ひじょうきんしよくいん</small> 非常勤職員	12 引退（退職）
6 自営業（ <small>かぞくじゅうぎょうしゃ</small> 家族従業者を含む）	13 その他の無職
7 自由業	14 わからない

【問5で「1」から「9」を選んだ方にお聞きします。】

補問1 ふだん、お父さまは、1週間に平均何時間、仕事をされていますか。

週に平均

--	--	--

 時間程度

補問2 昨年1年間（2015年1月～12月）を合計した、お父さまの仕事からの収入は、およそいくらですか。収入なしの場合には、0をご記入ください。

税込

--	--	--	--

 万円程度